

## 郡山市地域計画担い手確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づく「地域計画」の策定及び実現の加速化のため、経営規模の拡大等に伴い機械又は施設の導入（以下「事業」という。）を実施する農業を担う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、福島県農政推進事業補助金等交付要綱（平成3年9月18日制定）、地域計画担い手確保支援事業実施要領（令和6年4月23日付け6農支423号福島県農林水産部長通知。以下「要領」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域計画 法第19条に定められた計画をいう。
- (2) 地域計画の目標地図 地域計画のうち、将来の農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、概ね10年後に誰がどの農地を利用していくのかを、協議の場（本市が主催する地域の農業者等による話し合いをいう。）を経て、一筆ごとに定めた地図をいう。
- (3) 認定農業者 市から法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の5年間の認定を受けた者をいう。
- (4) 認定新規就農者 市から法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の5年間の認定を受けた者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域計画が策定されている地域内又は策定されることが確実な地域内において事業を実施する者
- (2) 地域計画の目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実な個人又は法人であって、地域計画の目標地図の経営面積（農作業受託面積を含む。）が現状より拡大する見込みの者
- (3) 認定農業者、認定新規就農者（5年間の認定期間終了後に認定農業者になる見込みの者に限る。）又は事業実施年度から起算して3年以内に認定農業者になる見込みの者
- (4) 事業実施年度から起算して3年以内に経営面積が拡大する見込みの者
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (6) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないと認められる者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、要領別表1に定める採択要件を満たす機械又は施設の導入に係る経費とし、補助金の額は、補助対象経費の10分の3以内の額で、1経営体当たり180万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は郡山市地域計画担い手確保支援事業実施計画書(第1号様式)とし、同条第2号の収支予算書は収支予算書(第2号様式)とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市地域計画担い手確保支援事業補助金交付申請追加資料(第3号様式)
- (2) 見積書その他の補助対象経費の内訳が確認できる書類
- (3) カタログその他の導入する機械又は施設の仕様が確認できる書類
- (4) 農地基本台帳その他の現状の経営面積が確認できる書類
- (5) 申請者の消費税課税区分が確認できる書類
- (6) 補助事業者の消費税の取扱いチェックリスト(第4号様式)
- (7) 農業経営改善計画認定書の写し(認定農業者に限る。)
- (8) 青年等就農計画認定書の写し(認定新規就農者に限る。)
- (9) 環境負荷低減のチェックシート(補助金の交付の申請時)(第5号様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 事業に関する契約の相手方は入札又は見積合せの方法により決定すること。
- (3) 予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は事業により導入した機械又は施設の法定耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市長に速やかに報告すること。
- (4) 事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運営を図ること。
- (5) 事業実施年度の翌年度から起算して3年間、毎年7月末日までに、郡山市地域計画担い手確保支援事業実施計画書において定めた目標に対する状況報

告を、市長へ行うこと。

(6) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業実施年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(事業の事前着工の申請)

第8条 申請者が、補助金の交付の決定前に事業に着工しようとするときは、補助事業等事前着工承認申請書（第6号様式）を市長に提出して申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助事業等事前着工承認申請書の審査等により、事業の目的及び内容が適正であるか、当該申請の理由がやむを得ないものと認められるかなどを確認し、当該申請を承認すべきものと認めたときは、速やかに承認をしなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業着工後であっても、補助金が交付されない場合又は申請額を下回る額での交付の決定をする場合があること。

(2) 事業着工から補助金の交付の決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。

(3) 事業着工後に天災地変により損失が生じた場合は、全て自己の負担で復旧をすること。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、補助事業等事前着工承認通知書（第7号様式）により、速やかに第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(着工の届出)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業に着工したときは、次に掲げる書類を速やかに市長へ提出しなければならない。

(1) 郡山市地域計画担い手確保支援事業に係る着工届（第8号様式）

(2) 入札又は見積合せで使用した書類一式の写し

(3) 契約書

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第9号様式）とし、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

(1) 郡山市地域計画担い手確保支援事業に係る竣工（納入）届（第10号様式）

(2) 機械の納入又は工事の竣工が完了したことを確認できる写真

(3) 納品書、請求書その他の事業に係る契約内容、経費の内容及び内訳が確認できる書類

(4) 財産管理台帳（第11号様式）

(5) 環境負荷低減のチェックシート（実績報告時）（第12号様式）

(6) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により、速やかに補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が50万円以上のものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第14条 第5条の規定による申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率（当該補助金の額を補助対象経費で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申請をした者は、第10条の規定による実績報告（次項において「実績報告」という。）に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第1項ただし書の規定による申請をした者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、郡山市地域計画担い手確保支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額の確定報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。